

東京都議会個人情報取扱事務要綱

平成28年2月18日付 27議総第 871号
令和元年12月27日付 31議総第 964号改正
令和2年3月31日付 31議総第 1320号改正
令和6年7月17日付 6議総第 373号改正
令和8年1月15日付 7議総第 991号改正

目次

- 第1 趣旨
- 第2 管理体制
- 第3 報告事項等
- 第4 苦情相談
- 第5 委託等
- 第6 その他

第1 趣旨

1 趣旨

東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和7年東京都条例第147号。以下「条例」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に定める事務処理（保有個人情報の開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（令和8年1月16日付7議総第994号）に定めるものを除く。）は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところによる。

2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、条例、番号利用法及び東京都議会情報公開条例（平成11年東京都条例第4号）において使用する用語の例による。

第2 管理体制

1 個人情報保護責任者等

- (1) 東京都議会議会局（以下「議会局」という。）に局における個人情報保護責任者を置くこととし、局の長をもって充てる。
- (2) 各部に部における個人情報保護責任者を置くこととし、部の長をもって充てる。
- (3) 各課に課における個人情報管理責任者を置くこととし、課の長をもって充てる。
- (4) 議会局に監査責任者を置くこととし、局における個人情報保護責任者が指名する者をもって充てる。

2 個人情報保護責任者等の責務

- (1) 局又は部における個人情報保護責任者は、局又は部における個人情報の管理に関する統括的な権限及び責任を有し、個人情報管理責任者は、課における保有個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 監査責任者は、局における個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）、特定個人情報（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）及びこれらと同等の水準により管理された個人情報の管理状況について監査する。

3 特定個人情報事務取扱担当者

個人情報管理責任者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務ごとに、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）

及びその役割を指定するとともに、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

4 個人情報安全管理基準の策定

局における個人情報保護責任者は、局における保有個人情報の安全管理に関する基準を整備しなければならない。

5 自己点検及び監査

(1) 個人情報管理責任者は、4に基づき策定した保有個人情報の安全管理に関する基準による点検を毎年度1回以上行わなければならない。

(2) 監査責任者は、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を局における個人情報保護責任者に報告する。

(3) 局における個人情報保護責任者は、点検又は監査の結果を踏まえ、保有個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

6 特定個人情報等の利用等

(1) 特定個人情報事務取扱担当者は、3に基づき指定された役割及び取り扱う範囲を超えて、特定個人情報等を利用してはならない。

(2) 個人情報管理責任者は、(1)の規定にかかわらず、条例第12条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項第1号の規定に基づき、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報事務取扱担当者に、指定された役割及び取り扱う範囲を超えて、特定個人情報等を利用させることができる。

(3) 個人情報管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

7 保有個人情報の管理等

(1) 職員は、保有個人情報を記録した公文書（電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を施錠できる保管庫等に厳重に保管しなければならない。特定個人情報等を記録した公文書は施錠できる耐火金庫等に厳重に保管しなければならない。

(2) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を記録した公文書を保管した保管庫等の鍵等を適切に管理しなければならない。

(3) 職員は、保有個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出してはならない。ただし、個人情報管理責任者が事務の遂行上必要と認める場合は、この限りでない。

(4) (3)のただし書の規定により、保有個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出す場合は、個人情報管理責任者の指示に従い、盗難又は紛失を防止するための安全管理措置を講じなければならない。

(5) 個人情報管理責任者は、(1)から(4)までに定めるもののほか、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失又は不適正な持ち出し、保有個人情報及び議会局が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものに係る不正アクセス、虚偽記載、改ざん又は不適正な消去その他保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「保有個人情報に係る事故」という。）がないよう保有個人情報を適正に管理しなければならない。

8 廃棄等

個人情報管理責任者は、保有個人情報若しくは保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合又は定められている保存期間を経過した場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により、速やかに当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

なお、委託を行う場合、契約、協定等において、委託完了時の個人情報の返還、廃棄、消去等に

ついて、あらかじめ定めるものとし、廃棄を行う際には、職員の立会等必要な措置を講じなければならない。廃棄、消去等を行った際には、完了報告を受領しなければならない。

9 教育訓練

個人情報管理責任者は、保有個人情報の適切な管理のために、所属職員に対して、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理等に関する理解と関係規程遵守の徹底が図られるよう必要な指導及び教育を行わなければならない。

10 事故発生時の対応

- (1) 個人情報管理責任者は、保有個人情報に係る事故の発生若しくはそのおそれがある事象を把握した場合又は特定個人情報事務取扱担当者その他の職員が関係規程に違反している事実の発生若しくはそのおそれがある事象を把握した場合、直ちに、被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、速やかに局及び部の個人情報保護責任者に報告しなければならない。
- (2) 個人情報管理責任者は、東京都議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和7年東京都議会議長告示第4号）第5条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に該当する場合は、速やかに本人に対して通知しなければならない。それ以外の場合であっても、事案の内容等に応じて通知を行うものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるとき又は当該保有個人情報に条例第20条に規定する不開示情報のいずれかが含まれるときは、この限りでない。

第3 報告事項等

1 保有個人情報の目的外利用・目的外提供の報告

保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条第2項の規定に基づき、議会局が保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行うに当たっては、原則として、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の依頼について」（別記第1号様式）による。
- (2) 各課は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供をする場合には、必要に応じ、利用又は提供の相手方に対し、使用目的や方法など必要な条件を付するものとする。
- (3) 各課は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行った場合には、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の実績報告書」（別記第2号様式）により総務課に報告する。
- (4) 条例第12条第2項第2号を根拠とする目的外利用又は同項第3号を根拠とする目的外提供については、各課は、利用又は提供を行った後、「条例第12条第2項第2号に係る保有個人情報の目的外利用報告」（別記第3号様式）又は「条例第12条第2項第3号に係る保有個人情報の目的外提供報告」（別記第4号様式）により速やかに総務課に報告する。

2 特定個人情報の利用の報告

各課は、条例第12条第5項の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた利用を行った場合には、「特定個人情報の目的外利用実績報告書」（別記第5号様式）により、総務課に報告する。

3 特定個人情報の提供の報告

各課が、番号利用法第19条第13号及び第15号から第17号までに定める特定個人情報の提供を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 提供を行うに当たっては、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、原則として、「特定個人情報の提供依頼について」（別記第6号様式）による。
- (2) 提供を行った場合には、「特定個人情報の提供実績報告書」（別記第7号様式）により、総務課に報告する。

4 保有個人情報についての事故等の報告

各課は、第2・10で報告を行った事故等について、事故等の内容、これに対して講じた措置の概要、今後の改善対策等を、「個人情報に係る事故報告について」（別記第8号様式）により、事故等の発生を把握した時点から30日以内に総務課に報告する。

第4 苦情相談

保有個人情報の取扱いに関する苦情・相談は、管理部総務課及び当該苦情・相談の内容に係る業務を担当する課において受け付けるものとする。

第5 委託等

1 委託に伴う措置

個人情報を取り扱う事務を委託するとき（以下「委託を行うとき」という。）は、当該委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者（以下「受託者」という。）において、都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

2 受託者の監督

委託を行うときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、受託者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受託者において取り扱う個人情報

受託業務に伴って生じる個人情報については、都議会が保有する個人情報であるか、受託者が自ら保有する個人情報であるかによって、開示請求等の取扱い及び罰則の適用が異なるため、契約又は協定の締結に当たっては、その範囲を明らかにするものとする。

4 契約における留意事項

（1）委託等を行うときは、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）に、当該委託等の趣旨、目的を踏まえ、原則として、次の事項を記載するものとする。

ア 個人情報の秘密保持に関すること（委託の用に供する個人情報が、不正競争防止法（平成5年法律第47号）における営業秘密や限定提供データに該当し得る場合はその旨を記載する。）

イ 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること。

ウ 再委託及び再々委託等における条件に関すること。

エ 個人情報の複写及び複製の禁止に関すること。

オ 委託完了時における個人情報の返還、廃棄、消去等の義務（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）

カ 個人情報の廃棄、消去等の完了報告義務（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）

キ 個人情報の管理方法の指定に関すること。

ク 契約内容の遵守状況についての定期的報告（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）に関すること。

ケ 個人情報の管理状況について、必要に応じ、職員が立入調査を行うこと（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）。

コ 事故発生時における報告義務

サ 受託者等における当該委託に従事する者に対する教育・研修義務（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）

シ 義務違反又は義務を怠った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関すること。

ス その他当該契約において必要とする個人情報の保護に関する事項

（2）受託者等における責任者及び当該委託に従業する者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について、必要に応じて、書面で確認するものとする。

5 再委託等

- (1) 受託者等が受託した事務の全部又は一部を再委託（委託の相手方の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。）するときは、都議会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認の上、承認を行うものとする。ただし、特定個人情報に係る事務について、当該事務の全部又は一部を再委託するときは、番号利用法第10条第1項に定める許諾を行うものとする。これらは、再委託を受けた者が更に再委託を行う場合以降（これらを以下「再委託等」という。）も同様とする。
- (2) (1)の承認又は許諾に当たり、再委託等の制限又は事前承認等、再委託等に係る条件に関する事項を原則として契約書等に明記することとし、当該再委託等を受ける者において保有個人情報を適切に管理する能力を有するかどうかを慎重に判断しなければならない。
- (3) 再委託等を認める場合は、受託者等が当該再委託等を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、監督を行わなければならない。

第6 その他

1 電子的処理を行う場合

保有個人情報に関して電子的処理を行う場合、当該保有個人情報の取扱いについては、この要綱を遵守するほか、次の規程等に留意し、保有個人情報の保護に万全を期すものとする。

- (1) 東京都議会議会局デジタルサービス開発・運用要綱（令和6年3月29日付5議調第441号）
- (2) 東京都サイバーセキュリティ基本方針
- (3) 東京都サイバーセキュリティ対策基準

2 準用

この要綱に定めのない事項については、原則として知事部局の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日付31議総第964号）

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日付31議総第1320号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月17日付6議総第373号）

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

附 則（令和8年1月15日付7議総第991号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（略）